

## まちづくり活動団体の登録のご案内

財団法人大阪府都市整備推進センターでは、大阪府内において地域住民が主体となったまちづくり活動を支援するため、まちづくり活動団体に登録していただくことをご案内しています。

登録していただいた団体は、センターの助成制度やまちづくりに関する情報提供などの支援を受けることができます。

### 1 登録要件

まちづくり活動団体として登録するためには、以下の活動及び団体に関する要件に該当することが必要です。

#### 1-1 活動に関する要件（何れかに該当することが必要です。）

##### ◆まちづくりの方法が以下の活動

- 土地区画整理・市街地再開発・道路整備・公園整備等の「街の形づくり」によるまちづくりの活動
- 地区計画・建築協定・緑化協定などの「ルールづくり」によるまちづくりの活動

##### ◆まちづくりの目的が以下のような活動

- 防犯、防災、バリアフリーなどの「安全・安心なまちづくり」を目指した活動
- 良好なまちなみ・景観の保全、生活道路整備などの「良好な住環境の保全・住環境の改善」を目指した活動
- 空き店舗の活用やポケットパークの整備などの「街なかの再生」を目指した活動
- 交通渋滞の解消や交通安全対策などの「交通環境、交通問題の改善・解消」を目指した活動

##### ◆その他理事長が特に必要と認める活動

※なお、日常的な維持管理的活動や意識啓発を主とした目的の活動などは対象外です。

ここでの「まちづくり」とは、住民自ら主体的に組織（活動）し、快適で魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組みをいいます。

#### 1-2 団体に関する要件（すべての要件に該当することが必要です。）

- (1) 規約・会則等を定め自主的で継続的なまちづくり活動を行っていること又は規約・会則等を定めていないが自主的なまちづくり活動を開始していること
- (2) 地域住民10名以上で構成されていること
- (3) 地域住民の意識啓発等を行う段階から地域住民の合意形成を目指したまちづくり構想等を策定する段階までの活動を行うものであること
- (4) 地域のまちづくりに貢献する活動を行うものであること
- (5) 政治、宗教、営利等を目的とした活動を行うものでないこと

## 2 登録団体への支援

登録団体は、まちづくり初動期活動サポート助成やまちづくり相談などの支援に加えて次の支援を受けることができます。

- (1) まちづくりアドバイザーの派遣
- (2) まちづくりの事業化検討支援
- (3) まちづくり活動に必要な情報提供
- (4) 研修会等の開催案内、ニュースレター等のまちづくり関連情報の提供
- (5) センターの施設・附帯設備等の無償貸与

## 3 登録方法

登録をご希望の団体は、登録要件をご確認のうえ、申請書を作成しセンターまで郵送又は持参により提出してください。(事前に電子メールやファックス等で送付していただきましたら記載内容等の確認をさせていただきます。)

既にまちづくり初動期活動サポート助成を受けている団体は申請書を提出する必要はありません。申し出により登録させていただきます。

受付時間：午前 9:30～午前 12:00 午後 1:00～午後 5:30 (土日祝日は除く)

- 財団法人大阪府都市整備推進センターまちづくり活動支援制度要綱 (PDF)
- まちづくり活動団体登録申請書 (Word)

## 4 その他留意事項等

- (1) 登録手続きを完了した団体には、センターから登録通知書を送付します。
- (2) 登録要件に該当しない団体については、「まちづくり友の会」への入会をご案内します。友の会に入会いただきますと、センターから各種の情報提供をさせていただきます。
- (3) センターの支援を受けるためには別途手続きが必要な場合があります。
- (4) 登録の有効期間は、登録日から3年間です。(更新の際は再申請が必要)
- (5) 登録した団体が、登録要件に該当しなくなったとき又は、活動が適当でないと認められるときなどの場合は、登録が抹消されます。

## 5 申請書の提出先・問合せ先

財団法人 大阪府都市整備推進センター  
まちづくり支援室 担当 (藤井・堤)

〒536-0016

大阪市城東区蒲生2丁目10番28号  
(大阪府城東庁舎4階)

TEL 06(6930)0260

FAX 06(6930)0261

E-MAIL omsk@toshiseibi.org

ホームページ <http://www.toshiseibi.org/>

